

第 12 回教育委員会

令和 2 年 9 月 8 日
午後 3 時 30 分
本庁舎市会第 4 委員会室

案 件

議案第 81 号

大阪市社会教育委員の委嘱について

議案第 81 号

大阪市社会教育委員の委嘱について

1 委 嘱

令和 2 年 9 月 9 日付けをもって大阪市社会教育委員を委嘱する

氏 名	役 職 名	大阪市社会教育委員条例 第 2 条による区分	任期	備考
寺見 陽子	神戸松蔭女子学院大学教授	学識経験のある者	令和 2 年 9 月 9 日 ～ 令和 4 年 9 月 8 日 【第 1 期目】	新規委嘱
正岡 明	読売新聞大阪本社社会部長	学識経験のある者	令和 2 年 9 月 9 日 ～ 令和 4 年 9 月 8 日 【第 2 期目】	再委嘱

2 説 明

令和 2 年 9 月 8 日付けの任期満了に伴い、北野幸子氏の後任として寺見陽子氏を委嘱する。正岡明氏については、再委嘱する。

任期については、大阪市社会教育委員条例第 4 条により令和 2 年 9 月 9 日から令和 4 年 9 月 8 日までの 2 年間とする。

大阪市社会教育委員会 委員名簿

太字は委嘱、下線は任期満了
(網掛けは変更なし)

氏 名	役 職 名	大阪市社会教育委員条例 第2条による区分	備考
寺見 陽子	神戸松蔭女子学院大学教授	学識経験のある者	委嘱
正岡 明	読売新聞大阪本社社会部長	学識経験のある者	再委嘱
北野 幸子	神戸大学大学院人間発達環境学研究所人間発達専攻准教授	学識経験のある者	任期満了
赤尾 勝己	関西大学教授	学識経験のある者	
蒲 浩志	日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会副議長	学識経験のある者	
高田 一宏	大阪大学大学院人間科学研究科教授	学識経験のある者	
中農 勝己	大阪市体育厚生協会副会長	社会教育の関係者	
出相 泰裕	大阪教育大学教育学部教授	学識経験のある者	
南條 真弘	大阪市青少年指導員連絡協議会副会長	社会教育の関係者	
野崎 志帆	甲南女子大学国際学部教授	学識経験のある者	
前田 都陽子	元 大阪成蹊大学教職教育推進本部こども教育支援センター長	学識経験のある者	
前田 葉子	大阪市地域女性団体協議会会長	社会教育の関係者	
宮本 隆司	大阪市PTA協議会会長	社会教育の関係者	
吉田 典子	はぐくみネットコーディネーター	学識経験のある者	
善積 康子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 主席研究員	学識経験のある者	

委員の略歴

○寺見 陽子（てらみ ようこ）氏

＜現職＞神戸松蔭女子学院大学教育学部教育学科教授

平成 21 年～ 神戸松蔭女子学院大学大学院及び子ども発達学科教授

平成 27 年～ 神戸松蔭女子学院大学人間科学部子ども発達学科長

＜主な研究分野＞

発達心理学、乳幼児教育学、子育て支援

＜審議会等の委員＞

大阪市こども子育て支援会議委員

○正岡 明（まさおか あきら）氏

＜現職＞読売新聞大阪本社社会部長

平成 3 年～ 読売新聞大阪本社入社

平成 27 年～ 読売新聞大阪本社論説委員

大阪市社会教育委員条例

第1条 社会教育法第15条の規定に基づき、大阪市に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

第3条 委員の定数は20人以内とする。

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、特別の事情があるときは、任期中でも解嘱することがある。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例施行後最初に委嘱する委員のうち、半数の委員の任期は1年としその委員はくじで定める。

附 則(平成26年3月4日条例第27号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。